

奈良県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和元年十月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

名 称	所 在 地
介護付き有料老人ホーム寿福の郷大和高田	大和高田市南今里町一―三〇